

国産飼料の生産・利用拡大事業のうち新飼料資源活用推進の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第 2 の 4 の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第 1 定義

本事業において、「新飼料資源」とは、これまでの家畜用の飼料としての使用の実態を鑑み、新規性のある資源のことをいう。

第 2 事業の内容

交付等要綱別表 1 の 4 に定める本事業は、第 3 に定める事業実施主体が行う次に掲げる取組に要する経費に対し助成を行うものとする。

1 新飼料生産実証

- (1) 新飼料生産・利用に必要な対策
- (2) 新飼料生産実証に必要な器具・機材の導入
- (3) 新飼料生産実証に必要な既存施設の補改修
- (4) 新飼料資源を活用した飼料の製造実証
- (5) 家畜への給与実証

2 新飼料生産技術の普及

- (1) 1 の実証の結果を踏まえた調査・分析
- (2) 新飼料生産技術の普及啓発に必要な対策

第 3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表 1 の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第 4 事業の要件

1 事業推進体制の構築

事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、新飼料資源に係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、飼料製造事業者及び畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

2 事業実施計画の策定

事業実施主体は、別紙 2 - 3 様式第 1 号により、新飼料生産実証計画を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。なお、新飼料生産実証計画は次のアからウまでを満たすものとする。

- ア 第2の1の(4)及び第2の2の取組の実施を必須とする。
 - イ 事業開始年度の前年度を基準年度とし、事業計画期間最終年度の翌年度を目標年度とした上で、地域の課題解決等に資する目標を設定するものとする。
 - ウ 本事業による効果を普及させる取組として、次のいずれか1つ以上を行うものとする。
 - (ア) 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催
 - (イ) 取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布
 - (ウ) ホームページや機関紙等への掲載による取組事例等の周知
 - (エ) その他技術普及に資するものとして地方農政局長が認める取組
- 3 新飼料資源を活用した飼料の生産実証は、次のアからウまでによるものとする。
- ア 導入する機械や施設の補改修は、新飼料生産実証計画で必要な最小限の能力又は規模に留めること。
 - イ 新飼料資源を活用した飼料の生産実証の際に行う成分分析等は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼安法」という。)に基づく登録検定機関、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく登録検査機関又はISO/IEC・17025の第三者認証を受けた機関で実施すること。
 - ウ 新飼料資源を利用した飼料の製造の実証に際しては、その製造する飼料について、飼安法及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること。特に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の5及び6並びに食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について(令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知。以下「飼料の安全確保のためのガイドライン」という。)について、遵守状況を自ら点検し、確実に実施すること。
- 4 事業計画期間は、交付等要綱第9第1項の交付決定を受けてから翌々年度までの3年以内とする。

第5 事業実施の手続

- 1 事業実施主体候補者の選定は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。
- 2 事業実施主体候補者は、事業実施計画書(別紙2-3様式第1号)等必要な書類について、交付等要綱第7第1項の交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領による応募書の提出時に添付した書類(事業実施計画書を除く。)のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。
- 3 事業実施主体は、2の提出に当たりあらかじめ関係する機関等(事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等)との調整を図るものとする。

る。

- 4 事業実施主体が、本要領第3の3の重要な変更を行おうとする場合には、変更後の事業実施計画書（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。）、その他必要な書類を添付し、交付等要綱第13第1項の変更等承認申請書に添付するものとする。なお、重要な変更は、交付等要綱別表2に規定する変更の他、事業実施計画書における目標年度の目標値の増減とする。
- 5 2により提出を受けた地方農政局長は、事業実施計画書に記載された内容が、当該地方農政局長等の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局長等の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。
- 6 本事業の実施は、交付等要綱第9第1項により交付決定が行われた年度内とする。

第6 事業達成状況の報告

事業実施主体は、本要領第5の事業達成状況について、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第3号に事業実施計画書（別紙2-3様式第1号）に準じて作成したものを添付し、地方農政局長に提出するものとする。なお、交付等要綱第18の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

第7 事業の評価等

- 1 事業実施計画における成果指標は、第5の2の事業実施計画に添付する別添様式において、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。
- 2 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに、別記様式第4号に別紙2-3様式第2号を添付し、地方農政局長に提出するものとする。
- 3 地方農政局長は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙2-3様式第3号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第8 助成の対象

- 1 本要領第7の助成の対象となる経費について、助成の対象となる経費は、別紙2-3別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 3 器具・機材の導入に対する補助は、次のいずれかの方式による行うものとする。
ア 購入方式

事業実施主体が、器具・機材の取得に必要な費用の一部を助成する。

イ リース方式

事業実施主体が、器具・機材の貸付者に対し、リース方式による導入に必要な費用の一部を助成する。

- 4 器具・機材は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造されたものについては、補助対象としないものとする。
- 5 器具・機材は、実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとする。また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産省官房長通知）によるものとする。
- 6 器具・機材は原則として新品とする。ただし、事業費の低減の観点等から必要と認められる場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における器具・機材は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 3 年以上であるものに限るものとする。
- 7 既存の器具・機材の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、本事業の補助の対象外とする。
- 8 リース方式で導入する場合の器具・機材は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。
- 9 器具・機材の導入に係る注意事項

（1）共通

- ア 導入する器具・機材の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、利用規模に即した適正な器具・機材を選定するものとする。
- イ 導入する器具・機材の購入先の選定に当たっては、原則として当該器具・機材の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- ウ 導入する器具・機材の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、導入する器具・機材の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

（2）購入方式の場合

- ア 事業実施主体は、原則として補助の対象となる器具・機材について、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入するものとする。
- イ 事業実施主体は、導入した機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとする。

(3) リース方式の場合

ア 貸付期間終了後の貸付器具・機材の所有権の移転

リース事業者は、貸付対象器具・機材について、貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該器具・機材に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により事業実施主体に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。

イ 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として事業実施主体がリース事業者に支払うものとする。

ウ 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

(ア) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象器具・機材の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象器具・機材の貸付期間で除して得た額とする。

(イ) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象器具・機材の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

エ 契約書類等の徴取

リース事業者は、リース契約の内容に貸付対象器具・機材の取得価格と補助金額を明記するものとする。

10 既存施設の補改修に係る注意事項

- (1) 既存の施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、本事業の補助の対象外とする。
- (2) 対象となる施設は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間が3年以上であるものに限るものとする。
- (3) 補改修は、新飼料資源を活用した飼料の生産量の増加を伴うものであることとする。

第10 他の施策等との関連

事業実施主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で

定めたチェックシートの取組内容について、自らがその生産活動の点検を行っていることを要するものとする。

第11 その他

この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙 2 - 3 別表

区分	取組内容及び補助対象経費	助成範囲
<p>1 新飼料 生産実証</p>	<p>(1) 新飼料の生産・利用に必要な対策 本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な「備品費」、「会場借料費」、「通信運搬費」、「借上費」、「印刷製本費」、「消耗品費」、「旅費」、「謝金」、「賃金」、「役務費」、「雑役務費」及び「事業推進費」等</p> <p>(2) 新飼料生産実証に必要な器具・機材の導入</p> <p>(3) 新飼料生産実証に必要な既存施設の補改修</p> <p>(4) 新飼料資源を活用した飼料の製造実証 本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な「備品費」、「借上費」、「原材料費」、「消耗品費」、「データ収集・処理・分析費」、「旅費」、「謝金」、「賃金」、「委託費」、「役務費」、「雑役務費」及び「事業推進費」等</p> <p>(5) 家畜への給与実証 本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な「備品費」、「借上費」、「原材料費」、「消耗品</p>	<p>導入する器具・機材は、新飼料生産実証計画で必要な最小限度についてのみ補助し、導入に要する経費の1/2以内とする。</p> <p>既存施設の補改修は、新飼料生産実証計画で必要な最小限度についてのみ補助し、導入に要する経費の1/2以内とする。</p> <p>飼料分析費、種子の購入等の経費とする。</p> <p>飼料設計、飼養成績の分析（生産物の分析を含む）等の経費とする。</p>

	<p>費」、「データ収集・処理・分析費」、「旅費」、「謝金」、「賃金」、「委託費」、「役務費」、「雑役務費」及び「事業推進費」等</p>	
<p>2 新飼料生産技術の普及</p>	<p>(1) 1の実証の結果を踏まえた調査・分析</p> <p>本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な「備品費」、「会場借料費」、「通信運搬費」、「借上費」、「印刷製本費」、「資料購入費」、「消耗品費」、「データ収集・処理・分析費」、「旅費」、「謝金」、「賃金」、「役務費」、「雑役務費」及び「事業推進費」等</p> <p>(2) 新飼料生産技術の普及啓発に必要な対策</p> <p>本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な「備品費」、「会場借料費」、「通信運搬費」、「借上費」、「印刷製本費」、「普及啓発費」、「消耗品費」、「旅費」、「謝金」、「賃金」、「委託費」、「役務費」、「雑役務費」及び「事業推進費」</p>	<p>現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費とする。</p>

別紙 2 - 3 様式第 1 号

事業実施計画書（新飼料生産実証計画）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者氏名	

2 事業目的

--

3 取組の推進体制

（新飼料資源に係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、飼料製造事業者及び畜産農家等と連携した推進体制について記載する。）
--

4 新飼料生産実証計画の成果目標

	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度 (目標年度)
製造・供給量(kg)	0	

その他事業実施による効果	
--------------	--

5 新飼料生産実証の取組内容

--

6 新飼料生産技術の普及啓発に必要な対策

- (1) 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催 ()
- (2) 取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布 ()
- (3) ホームページや機関紙等への掲載による取組事例等の周知 ()
- (4) その他(内容:) ()

注1: (1) から (4) までの1つ以上を選択し、() 内に○を記載すること。

注2: その他の場合には、(内容:) 内に取組内容を記載すること。

7 導入した器具・機材の稼働実績

器具・機材の名称	年間稼働日数

※ 年間稼働日数については、本事業の実施にかかる稼働日数を記載すること。

8 事業計画

(千円)

	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	その他	
1	新飼料生産実証				
2	新飼料生産技術の普及				

9 実証に必要な器具・機材の導入又は施設の補改修計画

名称	規格	導入(予定)時期	数量	事業費(円)	備考
事業費総額 (税込み)					
事業費総額 (税抜き) …①					
助成対象額 (①の 1/2 以内)					

10 新飼料供給先 (供給予定先)

供給先農家	市町村名	供給数量	畜種	販売価格

11 添付書類

- ・事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿
- ・事業実施主体収支計画及び推進体制
- ・その他地方農政局長が必要と認める資料

(注) 農林水産省畜産局長が別に定める公募要領による応募書の提出時に添付した書類 (事業実施計画書を除く。) のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。

事業評価報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者氏名	

2 取組状況と実績

--

注：事業実施計画書（新飼料生産実証計画）の 5 に対応する取組状況を記載する。

3 新飼料生産実証の取組実績

	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 (目標年度)
製造・供給量 (kg)	0				

4 新飼料生産実証の取組状況

実証計画	(新飼料生産実証計画の内容を記載する。)
実証結果	(実証の取組結果を記載する。)

5 導入した器具・機材の稼働実績

器具・機材の名称	年間稼働日数

※ 年間稼働日数については、本事業の実施にかかる稼働日数を記載すること。

6 事業実施計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目標 (実施計画)	
実績	
達成状況に関する 自己評価	

注1：目標の欄は、実施計画に記載した目標の内容を記載すること。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載すること。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載すること。

年 月 日

〇〇農政局長 殿

(北海道においては北海道農政事務所長、
 沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名：

代表者の役職及び氏名：

〇〇年度飼料自給率向上総合緊急対策事業（国産飼料の生産・利用拡大事業のうち新飼料資源活用推進）の事業実施に関する改善計画について

令和〇〇年度～令和〇〇年度において実施した飼料自給率向上総合緊急対策事業（国産飼料の生産・利用拡大事業のうち新飼料資源活用推進）について、当初事業実施計画の成果目標達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（〇〇年度）における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由	